

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「、総務事務課長」を「及び総務事務課長」に改め、同項第二号中「主任主査、主任出納検査員」を「主幹」に改め、同条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第四条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項又は第二項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第五条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第六条の二第三項中「若しくは第三項」を削る。

第八条第二項中「前項の規定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」に改め、同条第三項中「（同欄に職が掲げられていない機関にあつては、第四条の二第二項の規定により任命された出納員）」を削り、同条第四項中「第四条の二第三項」を「第四条の二第二項」に、「前項の規定により」を「同項の規定により」に改める。

第八条の二の見出し中「事務引継」を「事務引継ぎ」に改め、同条中「事務引継」を「事務引継ぎ」に、「前条第二項」を「同項」に改める。

第九条第二項を次のように改める。

2 第八条第二項の規定は、前項の分任出納員について準用する。この場合において、第八条第二項中「会計管理者は、前項の出納員」とあるのは「前項の出納員は、第九条第一項の分任出納員」と、「別表第一臨時の出納員欄に掲げる職にある出納員」とあるのは「別表第三臨時の分任出納員欄に掲げる職にある分任出納員」と、「第四条第五項」とあるのは「第五条第四項」と、「出納員」に対し、前項」とあるのは「分任出納員」に対し、第九条第一項」と読み替えるものとする。

第九条の二の見出し中「事務引継」を「事務引継ぎ」に改め、同条中「事務引継」を「事務引継ぎ」に改め、「別表第三」との下に「、「前条第二項」とあるのは「次条第二項の規定による読替え後の前条第二項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「次条第一項及び同条第二項の規定による読替え後の前条第二項」とを加える。

別表第一の八の項から十の項までの規定中「調整監」を「参事」に改め、同表の十一の項及び十二の項中「及び分室」を「並びに分室」に改め、同表の十五の項中「広島県立西部農業技術指導所」を「広島県西部農業技術指導所」に、

広島県広島西飛行場事務所	総務課長	航空管理監
--------------	------	-------

を

広島県広島西飛行場事務所	航空管理監	
--------------	-------	--

に、「事務局総務課長」を「総務

課長」に、「事務局次長」を「学芸課長」に、

広島障害者職業能力開発校	庶務課長	
広島県立農業技術大学校	総務課長	

を

広島障害者職業能力開発校	庶務課長	副校長
広島県立農業技術大学校	総務課長	教務課長

に改め、同表の十六の項を次のよ

うに改める。

十六			広島県北部子ども家庭センター	相談援助課長	判定指導課長	一 当該出納員の所属する所、館又はセンターの物品の出納及び保管
			広島県西部病虫害防除所		次長	
			広島県大阪情報センター	担当課長	次長	
			広島県東部農業技術指導所	次長		
			広島県北部農業技術指導所	次長		
			広島県立身体障害者更生相談所			

別表第二の一の項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に、「受払」を「受払い」に改め、同表の六の項を削り、同表の五の項中「企画振興局地域振興部市町行財政課」を「地域政策局市町行財政課」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の四の項を同表の五の項とし、同表の三の項中「総務局財務部税務課」を「総務局税務課」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の二の項中「総務局財務部財産管理課」を「総務局財産管理課」に、「健康福祉局社会福祉部地域福祉課」を「健康福祉局地域福祉課」に、「農林水産局農林整備部森林保全課」を「農林水産局森林保全課」に改め、同項を同表の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

二 総務局人事課	課長	一 当該課で収納する職員き章の販売に係る現金の出納及び保管
----------	----	-------------------------------

別表第二の七の項中「環境県民局環境部環境政策課」を「環境県民局環境政策課」に改め、

同表の八の項中「健康福祉局総務管理部健康福祉総務課」を「健康福祉局健康福祉総務課」に改め、同表の九の項を次のように改める。

九			
健康福祉局こども家庭課	課長	一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税外収入に係る現金、歳入歳出外現金又は納付若しくは納入の委託若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管	
健康福祉局被爆者支援課	課長		
健康福祉局健康対策課	課長		
土木局道路河川管理課	課長		
都市局都市政策課	課長		

別表第二の十の項中「健康福祉局保健医療部医務課」を「健康福祉局医務課」に、「健康福祉局社会福祉部障害者支援課」を「健康福祉局障害者支援課」に、「商工労働局産業振興部金融課」を「商工労働局経営革新課」に改め、同表の十一の項中「健康福祉局保健医療部薬務課」を「健康福祉局薬務課」に改め、同表の十二の項中「商工労働局総務管理部商工労働総務課」を「商工労働局商工労働総務課」に改め、同表の十三の項を次のように改める。

十三	
土木局空港振興課	課長
都市局住宅課	課長

一 当該出納員の所属する課の所掌に属する事務に係る現金の出納及び保管

別表第二の十八の項中「主任労働監」を「課長、主任労働監」に、「主任監査監」を「課長又は主任監査監」に改め、同項を同表の十九の項とし、同項の前に次のように加える。

十八													
庁（労働委員会事務局及び監査委員事務局を除く。）の課、室、隊及びプロジェクトチーム	課長、室長、隊長又は担当課長	一 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	警察本部刑事部科学捜査研究所	所長		広島県警察学校	校長		選挙管理委員会事務局	事務局長		総務事務所の課	課長
県税事務所分室（東広島分室を除く。）	分室長		厚生環境事務所の課	課長		農林水産事務所の課	課長		広島県東部農林水産事務所三川ダム管理事務所	所長		畜産事務所	所長
家畜保健衛生所	所長		建設事務所の課	課長		広島県西部建設事務所	所長		魚切ダム管理事務所	所長			

課」を「健康福祉局地域福祉課」に、「健康福祉局社会福祉部障害者支援課」を「健康福祉局障害者支援課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。